

## 静岡県福祉サービス第三者評価の結果

### ◎ 評価機関

名 称	(福)静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	19年12月5日~20年2月26日
評価調査者番号	①H16-a001
	②H16-b004
	③

### 1 福祉サービス事業者情報

#### (1) 事業者概要

事業所名称：みなみしま保育園 (施設名)	種別：保育所
代表者氏名：園長 山本 実 (管理者)	開設年月日 平成17年4月1日
設置主体：社会福祉法人天竜厚生会 経営主体：社会福祉法人天竜厚生会	定員 150人 (利用人数) 162人
所在地：〒437-1209 磐田市南島164-1	
連絡先電話番号： 0538-55-6255	FAX番号 0538-55-6255
ホームページアドレス	<a href="http://www.minamishima@tenryu-kohseikai.or.jp">http://www.minamishima@tenryu-kohseikai.or.jp</a>

#### (2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事																				
一般保育 特別保育(乳児保育 延長保育 夜間保育 障害児保育 病後児保育 休日保育 一時保育 祝日保育)	お泊り保育 交通安全教室 納涼祭 運動会 発表会 観劇 こいのぼり集会 家族の日ティータイム セタ集会 里帰りの会 お月見 ハロウィーン 七五三参拝 クリスマス会 もちつき会 豆まき集会 マラソン大会 ひなまつり集会 遠足																				
居室概要	居室以外の施設設備の概要																				
保育室4 一時保育室1 遊戯室1 午睡室1 ランチルーム1 調理室1 教材室1	園庭 プール																				
職員の配置																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>人 数</th> <th>職 種</th> <th>人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長</td> <td>1</td> <td>看護師(内非常勤)</td> <td>2(1)</td> </tr> <tr> <td>保育士(内非常勤)</td> <td>20(2)</td> <td>アテンダント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>調理員(非常勤)</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 種	人 数	職 種	人 数	園長	1	看護師(内非常勤)	2(1)	保育士(内非常勤)	20(2)	アテンダント	1	栄養士	1			調理員(非常勤)	2		
職 種	人 数	職 種	人 数																		
園長	1	看護師(内非常勤)	2(1)																		
保育士(内非常勤)	20(2)	アテンダント	1																		
栄養士	1																				
調理員(非常勤)	2																				

## 2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

### ◆ 特に評価の高い点

園舎内の清潔にも心掛け、建物構造上も全体的に開放感がある保育所です。併設している子育て支援センターの利用率も高く、保育所と連携を図った保育サービスを提供しています。

保育所を複数経営している法人が運営する保育所であり、保育サービスの質の確保と向上に向けて、定期的に検討する等の仕組みが確立しています。

また、保育サービスの質の向上を図るために、職場内研修（OJT）及び外部研修受講の充実を図り、併せて職員間の情報の共有に努めています。

平成17年4月の開設で3年目を迎え、公立幼稚園が廃止され、同園が開設されたため、開設当初は地域や地域住民との関係が憂慮されましたが、地域住民や団体等に対し、継続して働きかけを行ってきたため、現在では様々な場面で連携が図れるようになっているため、今後の取り組みにも期待できます。

### ◆ 特に改善を求められる点

法人で策定した計画と連動して園の中・長期計画が策定されていますが、それを踏まえた毎年度の事業計画策定としては十分ではありません。

また、安全な保育サービスを提供するために、緊急時や衛生管理マニュアルを策定していますが、職員の定期的な研修実施や具体的な手順等の整備が求められます。

子育て支援センターは利用率も高く、利用者のニーズ把握に努めていますが、園のある地域の保育(子育て)ニーズの客観的な把握が行われていないので、これへの取り組みを期待します。

## 3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

開園して3年が経過します今年の2月に、第三者評価を受審させていただきました。この3年間は試行錯誤しながら保育を進めてきました。そのような中での受審でしたので、保育を振り返る良い機会となりました。

評価結果を基に再度職員で確認し改善していきたいと思えます。

今後もみなさんに愛される「みなみしま保育園」をめざして職員一丸となり保育していきたいと思えます。

## 4 評価分類別評価内容

評価対象Ⅰ	
1 理念・基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>* 13園の保育所を法人内で経営し、保育所として共通の理念を明文化し、パンフレットやホームページ等で内外に示している。</li><li>* 理念に基づく基本方針を併せて明示し、職員にも定期的に確認し、保護者にも保護者会時に説明され、広報紙でも定期的に伝えられている。</li></ul>

2 計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 法人で策定した中・長期計画に連動した園としての中・長期計画を策定している。</li> <li>* 事業計画の策定は、職員全員による会議で検討し、一つひとつの事業等の効果測定、評価を行い、翌年度の計画を策定しているが、中・長期計画に基づく計画とはなっていない。</li> <li>* 計画内容は、年度初め及び毎月の園だよりで保護者に伝えている。</li> </ul>
3 管理者の責任とリーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 法人として共通した組織管理規程等で、管理者自らの役割と責任が明確となっており、職員も十分理解している。</li> <li>* 保育サービスの質の向上に意欲をもち、内部研修の充実やより良いサービス提供に向けてリーダーシップを発揮している。</li> <li>* 経営や業務の効率化に向け、職員同士で話し合う機会を定期的に設け、改善に取り組んでいる。</li> </ul>
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* ISOの認証を受け定期的な内部監査が行われ、業務やサービスの検証や改善を繰り返し行っている。</li> <li>* 法人内で定期的に園長会議が行われ、保育所を取り巻く環境の把握に努めている。</li> <li>* 毎月コスト分析を行い、収支状況等についての把握に努めている。</li> </ul>
2 人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 組織内の職制や職務分掌について書面で明確に示し、職員にも配布している。</li> <li>* 必要な職種(看護師等)を配置しているが、将来を見通した人材配置プラン等の策定は十分でない。</li> <li>* 職員の質の向上に意欲的に取り組み、内外研修の充実を図っているが、職員一人ひとりの力量等に基づく計画策定としては十分でない。</li> </ul>
3 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 法人として安全対策に対する各種のマニュアルが統一して作成され、職員に配付している。しかし、園として誰がその役割を担うのかや具体的な手順としては十分でない。</li> <li>* 子どもを事故から防ぐ対策は、事故やヒヤリハット事例を検証し、具体的に講じている。</li> </ul>
4 地域との交流と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 開設3年目を迎え、地域との交流に力を入れている。併設の子育て支援センターの利用者も多く、子育て相談や一時保育も利用者が多い。</li> <li>* 地域自治会や老人クラブと連携を図っているが、必要な社会資源が明示されていない。関係する機関との連携は図られている。</li> <li>* 子育て支援センターを活用し、地域の子育てニーズ等を把握しようとしているが、その取り組み方法は十分でない。</li> </ul>

<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 保護者に対する満足度調査を定期的実施し、その結果はその都度公表している。</li> <li>* 食育の取り組みとして、手作りオヤツの提供に心掛け、親子で一緒に試食する機会を設ける等している。</li> <li>* 子どもの発達・発育等について、保護者懇談会や話し合いの場を定期的に設け、共通の理解と情報の共有に努めている。</li> </ul>
<p>2 サービスの質の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 職員全体会議代表者会議を定期的に行い、P (Plan・計画策定)・D(Do・実行)・C(Check・評価是正)・A(Act・見直し)の実践を行っている。</li> <li>* 法人で作成した「保育ハンドブック」により、保育サービスの標準化を図り、質の向上に向けて研修機会を計画的に設けている。</li> <li>* 自然保護団体や野鳥の会等と連携を図り、子どもたちに自然環境に関心をもたれるような保育を提供している。</li> <li>* 異年齢、異文化等、人権に十分配慮した保育に取り組んでいる。</li> </ul>
<p>3 サービスの開始、継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* パンフレットやホームページ、自治会回覧版等を活用し、保育情報等を積極的に外部に情報発信している。</li> <li>* 子育て支援センターと連携を図り、育児相談や一時保育を活用し、サービスの継続性を確立している。</li> </ul>
<p>4 サービス実施計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 園の理念や基本方針に基づき、地域や保護者の保育ニーズに沿った保育に取り組むように心掛けている。</li> <li>* 子ども一人ひとりについて定期的にアセスメントを実施し、気付いた点等の記録が適切に行われ、その情報を職員間で共有している。</li> <li>* 毎月の取り組みを職員会議で考察し、改善を重ねて翌月の計画や取り組みを具体化している。</li> </ul>

## 5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

## 5 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	① 理念が明文化されている。	A
	② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	A
	② 理念や基本方針が子どもや保護者等に周知している。	A

#### I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	① 中・長期計画が策定されている。	A
	② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	C
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
	① 計画の策定が組織的に行われている。	A
	② 計画が職員や子どもや保護者等に周知されている。	A

#### I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	B
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	A
	② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	A

### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

#### Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
	② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	A
	③ 外部による評価・監査が実施され経営改善に取り組んでいる。	A

## Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
①	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
②	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	B
③	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	B
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	B
②	職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	A
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行なわれている。	B
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	A
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
①	実習生の受け入れに関する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。	A
②	実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	B

## Ⅱ-3 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 子どもの安全を確保するための取り組みが行われている。		
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A
②	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A
③	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	B
④	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	B
⑤	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	B
⑥	発生した事故を把握している。	A
⑦	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。	A
⑧	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A
⑨	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A

## Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
①	小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	A
②	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	A
③	事業所が有する機能を地域に還元している。	A
④	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	A
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	必要な社会資源を明確にしている。	C
②	関係機関等との連携が適切に行なわれている。	A
③	虐待を受けていると疑われている子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに施設長まで届く体制になっている。	A
④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行なう体制が整っている。	A
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
①	地域の福祉ニーズを把握している。	B
②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	B

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
①	職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	A
②	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	A
③	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	A
④	子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A
⑤	子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行なっている。	A
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	A
②	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	A
③	子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。	A
④	子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
⑤	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	A
⑥	沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
⑦	排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	B

Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取り組みを行っている。	A
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
	⑤ 相談援助の困難な場合について対処方法がルール化されている。	B
	⑥ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面接などを行なっている。	A
	⑦ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	A
	⑧ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A

### Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	A
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	A
	③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	A
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	A
	② 登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	A
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている		
	① 保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	A
	② 子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	A
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
	① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
	② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	④ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行なっている。	A
	⑤ 身近な自然や社会とかがかわれるような取り組みがなされている。	A
	⑥ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	A

	⑦ 絵本、物語などに親しみを持ち、文字、言葉、会話などに興味や関心をもてるような配慮がされている。	A
	⑧ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	A
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。		
	① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分担意識を植え付けないような配慮をしている。	A
Ⅲ-2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	② 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	③ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	④ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行なっている。	A
Ⅲ-2-(8) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行なわれている。	A
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
	② サービスの開始にあたり、利用者等に説明し同意を得ている。	A
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行なっている。	A
	② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	A
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者等の意向等を考慮して作成されている。	A
	② 課題に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。	A

③ 食事（栄養管理を含む）について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
④ 沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。	B
⑤ 身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	A
⑥ 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行なっている。	A
⑦ 指導計画の評価を定期的に行ない、その結果に基づき、指導計画を改定している。	A
⑧ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
⑨ 子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	A
⑩ 保育計画・指導計画を適切に策定している。	A
⑪ 保育計画・指導計画の評価・見直しを行なっている。	A